

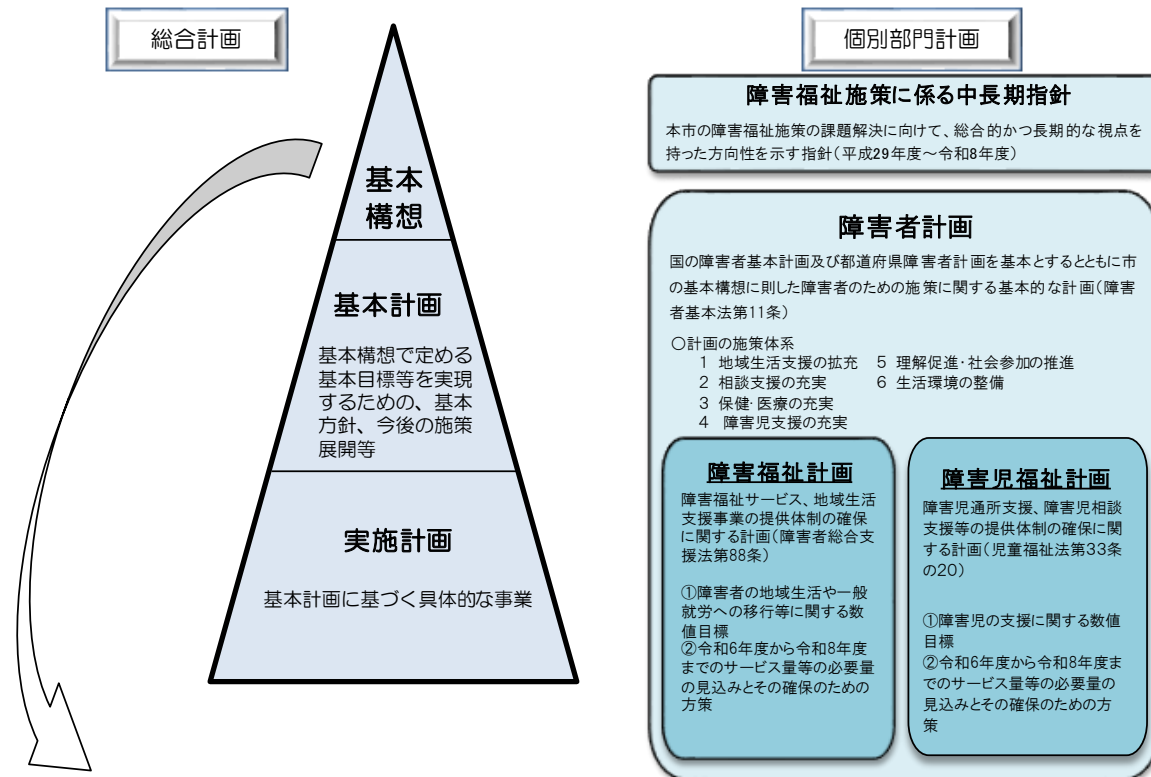
第6次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について

1 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものである。

また、この計画は、「新基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画である。

市の総合計画と個別部門計画（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）との関係について



市政運営の指針として、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を示す(平成11年12月議決)

[基本理念] 人間尊重・市民生活優先

[基本目標] 人とまち いきいきと幸せに輝く都市

[望ましい都市の姿] ①自然を身近に感じるまち・千葉市 ②健やかに安心して暮らせるまち・千葉市 ③安全で快適なまち・千葉市
 ④豊かな想像力をはぐくむまち・千葉市 ⑤はつらつとした活力のあるまち・千葉市 ⑥共に築いていくまち・千葉市

2 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年を計画期間とする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国の動き	＜障害者基本法＞								
	第4次障害者基本計画 (平成30～令和4年度)					第5次障害者基本計画 (令和5～令和9年度)			
	＜障害者総合支援法・児童福祉法＞(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)								
	平成29年改正 指針			令和2年改正 指針			令和5年改正 指針		
市の動き	千葉市新基本計画 (平成24～令和3年度)					千葉市基本計画 (令和5～令和14年度)			
	第3次実施計画						第1次実施計画		第2次実施計画
	千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針 (平成29～令和8年度)								
市の障害者関連計画等	第4次障害者計画			第5次障害者計画			第6次障害者計画		
	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		